

中小企業の経営改善及び地域活性化のための取組状況

当金庫は、ビジョンとする「地域貢献度の高い金融機関」をめざし、「地域密着型金融の取組方針」を策定し、その達成に向けて日々活動してまいりました。このたび、令和4年度における同計画の主な取組実績を公表いたします。また、同計画の詳細な内容につきましては、ホームページ(https://www.shinkin.co.jp/hyoshin/)において公表しておりますので、ぜひご覧ください。

当金庫は、地域密着型金融を地域金融機関の使命として捉え、自主性・創造性を発揮しつつ、恒久的に、その推進・深化に取り組んでまいります。

◆ 主な取組み

①事業支援課を中心に、販路開拓、専門家派遣支援等の各種経営課題の解決に取り組ましました。	②経営革新等支援機関の認定を受け、経営改善計画書策定のサポート等、より一層お取引先企業の経営支援に努めています。	③ひょうご中小企業技術・経営力評価制度に積極的に取り組み、取引先5件の申請を取り次ぎました。	④経営相談会を各営業店で実施しました。	⑤経営改善支援先を18先選定し、経営改善支援に取り組ましました。
--	--	--	---------------------	----------------------------------

経営革新等支援認定機関について

当金庫は、平成24年8月に中小企業経営力強化支援法が施行された事に伴い、経営改善に取り組む中小企業者に対して、今後も継続して専門性の高い支援事業を実現していく為に、認定申請を提出し、「経営革新等支援機関」に認定されました。

「経営革新等支援機関」を認定する目的・効果としては、中小企業・小規模事業者の経営課題は、多様化・複雑化しており、既存の中小企業支援者に加え、金融機関や税理士法人等の専門性を有する支援事業を行う者の認定を通じ、各支援機関が連携を図り、中小企業・小規模事業者に対して専門性の高い支援事業を実現する事により、地域全体における支援機能の質を高め、中小企業・小規模事業者に対する支援の輪が一層広がる事を期待しております。

尚、自ら経営改善計画等の策定が困難な中小企業・小規模事業者を対象に「経営革新等支援機関」が経営改善計画策定支援を行うことにより、中小企業・小規模事業者の経営改善・事業再生を促進しております。

- * 経営改善計画策定支援に要する費用等については、総額の2/3(上限200万円)まで、「経営改善支援センター」が支援します。
- * 「経営革新等支援機関」とは、中小企業の経営相談等に関して専門的知識や実務経験が一定レベル以上ある者として、「中小企業経営力強化支援法」に基づき、国の認定を受けた公的な支援機関。主な認定支援機関として、税理士・税理士法人・公認会計士・中小企業診断士・弁護士・金融機関等があります。

ひょうご中小企業技術・経営力評価制度について

この制度は、公益財団法人ひょうご産業活性化センターが技術力・ノウハウや経営力・成長性を評価した評価書を発行し、企業価値のアピール、円滑な資金調達を支援する制度です。

兵庫県内に事業所を有し保証協会の保証対象業種に属する中小企業の皆様が利用できます。

経営支援について

地域の中小企業・小規模事業者の皆様幅広い分野にわたる相談事にお応えし、皆様の成長・発展をご支援させていただくことで地域経済の活性化のお役に立ち、地域社会と当金庫の共存・共栄を目指しています。

◆ 経営改善支援等の取組実績 (令和4年4月～令和5年3月)

	期初債務者数 A	うち経営改善支援取組先数 a	αのうち期末に債務者区分がランクアップした先数			経営改善支援取組率 a/A	ランクアップ率 β/a	再生計画策定率 δ/a
			β	γ	δ			
正常先 ①	3,080	0	0	0	0	—	—	—
要留意先	うちその他要留意先 ②	1,272	10	0	10	0.8	0.0	70.0
	うち要管理先 ③	0	0	0	0	—	—	—
破綻懸念先 ④	414	8	0	8	1.9	0.0	75.0	
実質破綻先 ⑤	85	0	0	0	—	—	—	
破綻先 ⑥	15	0	0	0	—	—	—	
小計(②～⑥の計)	1,786	18	0	18	1.0	0.0	72.2	
合計	4,866	18	0	18	0.4	0.0	72.2	

(注)「再生計画を策定している先数δ」とは「中小企業再生支援協議会の再生計画策定先」+「RCCの支援決定先」+「金融機関独自の再生計画策定先」を記載しております。

◆ 創業・新事業支援融資実績 (令和4年4月～令和5年3月)

	件数	金額(単位:百万円)
創業・新事業支援融資実績	46	176

◆ 中小企業再生支援協議会等の活用実績 (令和4年4月～令和5年3月 当金庫持込み分)

	先数
中小企業再生支援協議会	2
保証協会経営サポート会議	4

◆ 個人保証・不動産担保に過度に依存しない融資の取組状況 (令和4年4月～令和5年3月)

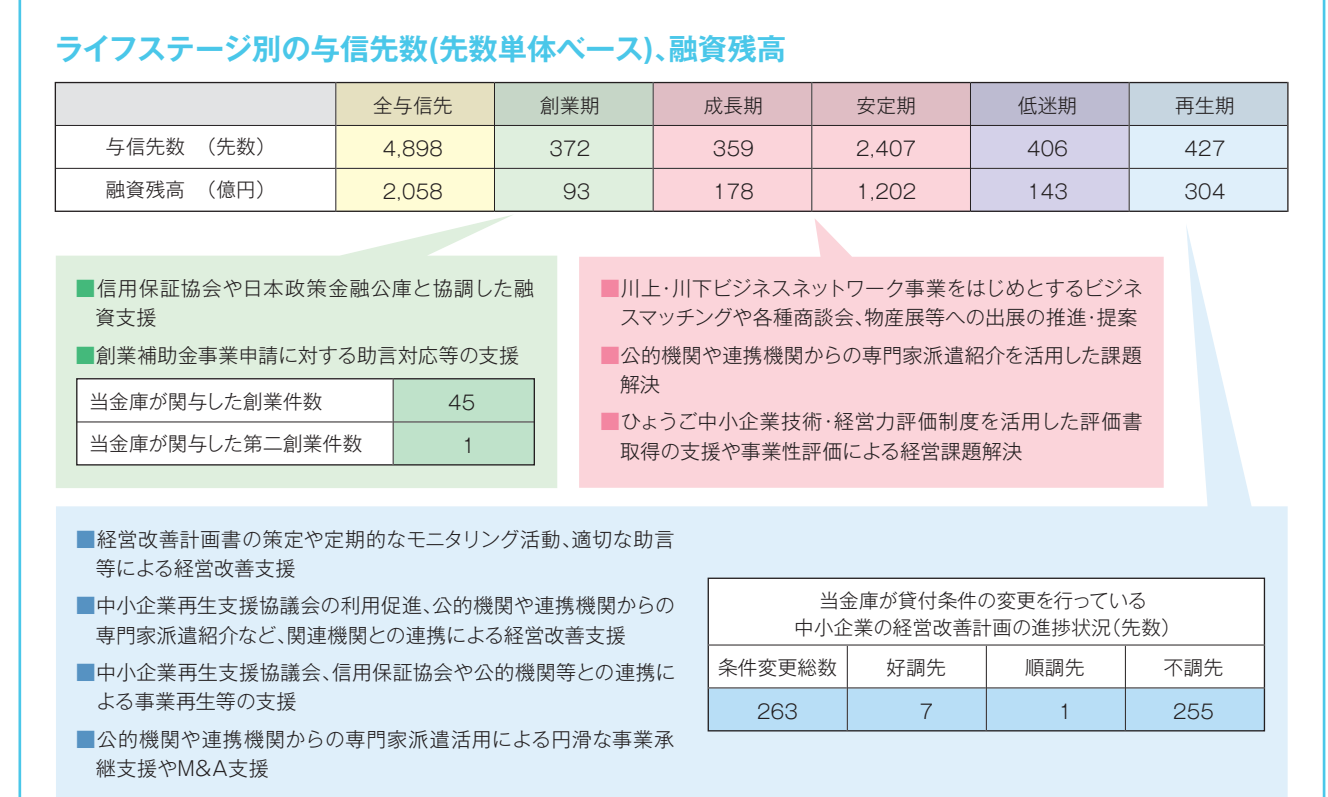
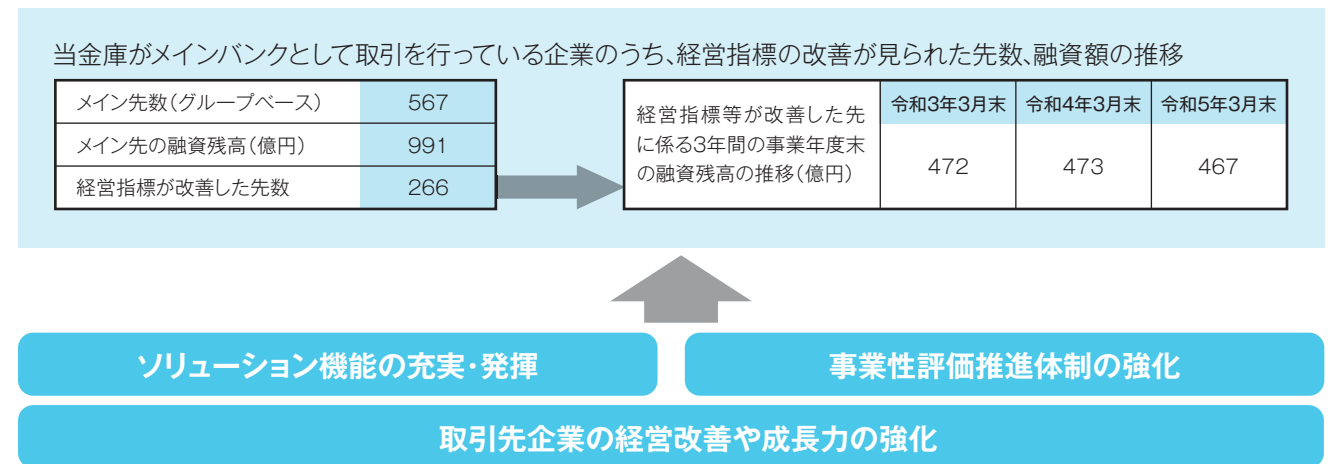
	件数	金額(単位:百万円)
技術評価制度利用融資	10	253
動産・債権譲渡担保融資	0	0
財務制限条項活用融資	5	1,094

◆ 当金庫の金融仲介の取組みについて

平成28年9月、金融庁より、金融機関における金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価するための指標として「金融仲介機能のベンチマーク」が策定・公表されました。

当金庫では、地域密着型金融の推進、金融仲介機能の発揮に向けた取組みを実施しております。その取組みの自主点検・自主評価を行うために、ベンチマーク指標等を活用しております。

(ベンチマークの各指標は令和5年3月末基準)



事業性評価に基づく融資の取組み

事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資残高	先数	融資残高(億円)
	727	359
上記計数の全与信先数および当該与信先の融資残高に占める割合	14.8%	17.4%

❖ 地域金融円滑化のための基本方針

当金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取組方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組みます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- 金融円滑化への対応を定めた、「金融円滑化管理方針」および「金融円滑化管理規定」を制定します。
- 本部に金融円滑化統括責任者および金融円滑化管理責任者を設け、取組状況に関する検討・分析、並びに、関連部署への指示・指導を徹底します。
- 営業店において、営業店長を金融円滑化営業店責任者および融資担当役席を金融円滑化営業店担当者として選任し、お客様からの「金融円滑化相談窓口」として対応します。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や兵庫県信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

❖ 「経営者保証に関するガイドライン」について

中小企業・小規模事業者等(以下「中小企業」という)の経営者の方々による個人保証(経営者保証)の課題解決を目的に、日本商工会議所と全国銀行協会を共同事務局とする「経営者保証に関するガイドライン研究所」では、中小企業(債務者)や経営者(保証人)、金融機関(債権者)の自主的なルールとして「経営者保証に関するガイドライン」を策定しました。

平成26年2月1日以降、当金庫と中小企業の経営者の

皆さまとの間で、新たに保証契約を締結する場合、既存の保証契約の見直しや保証債務の整理をする場合等にこのガイドラインが適用されることとなります。

また、当金庫では、中小企業の経営者の方からのガイドラインに関する窓口を以下のとおりご用意しております。

兵庫信用金庫 本支店窓口 及び
融資部 TEL.079-282-1259

※なお、お客様からの貸付条件の変更等及び上記ガイドラインに関するご意見や苦情相談は、下記の相談窓口をご利用ください。

兵庫信用金庫 お客様相談室  **0120-685-123** 受付時間/平日 9:00~17:00

❖ 経営者保証に関する取組方針及び「経営者保証ガイドライン」への取組状況

当金庫では「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を以下のとおり策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

なお、令和4年度に当金庫において、新規に無保証で融資した件数は703件、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は23.7%、保証契約を解除した件数は40件、保証債務整理については、当金庫をメイン金融機関として成立に至った経営者保証に関するガイドラインに基づく申し出はありませんでした。

経営者保証に関する取組方針

当金庫では「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組みます。

1. お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法(一定の金利の上乗せ等)を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。
2. 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
3. 経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
4. お客さまからの既存の保証の変更・解除等の申し出があった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
5. 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求める必要がある場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。
また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
6. お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

以上
令和5年6月1日
兵庫信用金庫

職場環境向上への取組み

❖ 次世代育成支援対策推進法および女性活躍推進法に基づく取組み

兵庫信用金庫は、女性のキャリア形成を支援し、より多くの女性職員が安心して、生き生きと継続的に働くことができる就業環境の整備を行うための取組みを実施しています。

女性の活躍に関する情報公表について

就職活動中の学生など求職者の企業選択に役立てるとともに、女性が活躍しやすい企業として優秀な人材の確保や競争力の強化を目的として、「女性の活躍の現状に関する情報」を公表いたします。

※厚生労働省HP「女性の活躍推進企業データベース」でも公表します。

女性の活躍の状況に関する情報 令和5年3月末現在

- ① 管理職に占める女性職員の割合 : 5.9%
※役席者に占める女性職員の割合 : 16.9%
- ② 有給休暇の女性職員の取得率 : 72.1%
- ③ 全職員に占める女性職員の割合 : 40.8%

次世代認定マーク『プラチナくるみん』を取得

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主第5期行動計画(11項目の認定基準)を全て満たしたことにより、厚生労働大臣から「特例認定一般事業主」の認定を受け、特例認定マーク「プラチナくるみん」を取得しました。

当金庫は、これからも子育てをおこなう労働者の職場と家庭との両立を支援し、次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備に努めてまいります。



女性活躍推進認定マーク『えるぼし』を取得

女性活躍推進法に基づく基準適合一般事業主認定(5項目の認定基準)の内、4項目を満たしたことにより、厚生労働大臣から認定マーク「えるぼし(段階2)」を取得しました。

当金庫は、これからも女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、女性の活躍推進に関する取組みに努めてまいります。

